

2022 年(令和 4 年)12 月 15 日

高岡ガス株式会社

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への申請について

高岡ガス株式会社(本社:富山県高岡市、代表取締役社長 菅野 克志)は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」に参画する申請を行いました。

本事業は、エネルギー価格高騰による料金負担増加の緩和策として、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じ都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)等にてお知らせいたします。また、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。

■政府が指定する値引き単価について

本事業への申請が採択されたのち、2023 年 2 月分のガス料金より、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から、以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価(税込)
2023 年 2 月～9 月分のガス料金 (2023 年 1 月使用分(2 月検針分)～8 月使用分(9 月検針分))	1m ³ あたり 30円
2023 年 10 月分のガス料金 (2023 年 9 月使用分(10 月検針分))	1m ³ あたり 15円

※都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さまは対象外となります。

※標準家庭(1 か月のご使用量が 19m³)の場合、毎月 570 円(税込)(10 月分のガス料金は 285 円(税込))の値引きとなります。

※本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問合せ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL : 0120-013-305

※ 受付時間:全日 9:00～17:00(年末年始を除く)

以上

< お問合せ先 >

高岡ガス株式会社

営業部 滝口、高木

TEL 0766-22-0709